

**修論テーマ概要** 独居高齢者に合併した慢性アルコール肝障害に対する運動療法の効果  
 要 今後ますます増加する高齢者のうち、慢性のアルコール性肝障害をもつ患者は多い。これまで、このような高齢者アルコール肝障害患者については、残念ながら医療機関での通常の治療のみであった。しかしながら現実には、禁酒と生活習慣の改善が不可欠であることは言うまでもない。そこで生活習慣を立て直し、規則正しい生活と禁酒の継続に対して運動療法の効果を検討することを目的とする。

## 1年前期

## 1年後期

## 2年前期

## 2年後期

基礎科目

福祉健康科学特論Ⅰ

福祉健康科学特論Ⅱ

地域医療健康増進科学特論

発展科目

健康医科学特論

運動器系機能病態解析学特論

公衆衛生学特論

病態医科学特論

臨床実践演習

福祉心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)

高齢者福祉特論

病態治療学特論

社会福祉原理論

他領域に係る科目

他領域に係る科目

研究展開科目

福祉健康科学特別演習Ⅰ

福祉健康科学特別演習Ⅱ

福祉健康科学特別研究Ⅰ

福祉健康科学特別研究Ⅱ

### 他領域と関わるメリット

臨床心理学コース教員からは、アルコール性精神障害、禁酒の継続について指導を受けることができる。  
 福祉社会科学コース教員からは、独居生活の問題、福祉支援の見直しなどの指導を受けることができる。

### 養成される資質能力

他領域との関わりに関する指導を受けることにより、従来の研究指導とは異なった領域横断型の研究指導が可能となり、他職種連携・地域連携による支援を理解し、チーム医療を実践・リードする能力を養うことができる。

# 健康医科学コース 履修イメージ

**修論テーマ概要** 地域高齢者や転倒経験者に特有の運動-脳連関特性の解明による転倒危険因子の抽出  
 地域高齢者の転倒リスク予測システムの開発は健康寿命の延伸のために重要である。そして、この予測システムの開発には対象者の転倒危険因子の抽出が不可欠である。しかしながら、これまでのところ決め手となる因子の抽出にまで至っていない。その理由は、本研究分野が運動学、神経科学、工学などの個々の学際領域ごとに行われているためだと考える。そこで、これらの学際領域を融合させ、高齢者や転倒経験者に特有の運動-脳連関特性を明らかにすることにより転倒危険因子を抽出し、転倒予測システムの開発に役立てる

1年前期

1年後期

2年前期

2年後期

基礎科目

福祉健康科学特論Ⅰ

福祉健康科学特論Ⅱ

地域医療健康増進科学特論

発履科目

健康医科学特論

運動器系機能病態解析学特論

病態治療学特論

神経生理心理学特論

病態医科学特論

神経系機能病態解析学特論

生涯発達心理学特論

公衆衛生学特論

高齢者疾患特論

他領域に係る科目

社会福祉原理論

他領域に係る科目

研究展開科目

福祉健康科学特別演習Ⅰ

福祉健康科学特別演習Ⅱ

福祉健康科学特別研究Ⅰ

福祉健康科学特別研究Ⅱ

他領域と関わるメリット

高齢者転倒事故は、地域高齢者の社会的環境や精神心理的状态も関与すると考えられている。個々の対象者(地域高齢者)を福祉社会科学的視点(地域活動への参画状態、行政のサポート体制、地域特性など)、心理学的視点(対象者の心理特性)で調査した結果をもとに、対象者を詳細に分類し各群間を比較分析することにより、確度の高い転倒予測システムの構築につながる。

養成される資質能力

他領域との関わりに関する指導を受けることにより、従来の研究指導に社会科学的研究指導を加えて総合的指導を行うことが可能であり、文理融合型の問題抽出能力とその検証能力や解決能力を養うことができる。

# 福祉社会科学コース 履修イメージ

**修論テーマ** 多問題家族に対する包括的ケアアプローチについて

**概要** 父親による子どもへの虐待、精神障害のある母親(配偶者)へのDV(障害者虐待)、祖父母(高齢者)への虐待など多様の複合的問題を抱えている家族の構造的な問題について、医療、福祉、心理の分野横断的な包括的ケアをどのように提供することが効果的なアプローチなのか明らかにすることを目的とする。

1年前期

1年後期

2年前期

2年後期

基礎科目

福祉健康科学特論Ⅰ

福祉健康科学特論Ⅱ

家族・コミュニティ心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)

地域福祉特論

児童・家庭福祉特論

福祉政策特論

社会保障政策特論

医療福祉特論

生活困窮者支援特論

高齢者福祉特論

障害者福祉特論

福祉心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)

精神医学特論

他領域に係る科目

他領域に係る科目

発展科目

福祉健康科学特別演習Ⅰ

福祉健康科学特別演習Ⅱ

福祉健康科学特別研究Ⅰ

福祉健康科学特別研究Ⅱ

研究展開科目

他領域と関わるメリット

臨床心理学コース教員からは、トラウマなどに対する心理療法や家族療法などについて指導を受けることができる。  
健康医科学コース教員からは、精神医学的アプローチなどの指導を受けることができる。

養成される資質能力

家族の複合的・構造的な問題などに対する医療・福祉・心理の分野横断的な包括的アプローチによるケアマネジメント能力などの養成

赤字は必修科目

# 臨床心理学コース（公認心理師・臨床心理士受験格取得） 履修イメージ

**修論テーマ概要** 人工透析患者における心理的混乱の理解と総合支援に関する研究  
 人工透析患者は、腎機能の喪失感、透析治療に対する拒否感、やり場のない怒りやイライラが強いため、医療者とのコミュニケーション不全のみならず、社会的孤立や二次的な精神症状を招きやすい。心理専門職が他職種と連携しながら心理学的な理解をいかにして進め、全人的な支援へと展開していくことができるかを検討する。

	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期
基礎科目	福祉健康科学特論Ⅰ	福祉健康科学特論Ⅱ		家族・コミュニティ心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)
発展科目	臨床心理学特論Ⅰ	臨床心理学特論Ⅱ	司法・犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の実際)	学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)
	健康心理学特論(心の健康教育に関する理論と実践)	臨床心理面接特論Ⅱ	産業・労働心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	神経生理心理学特論
	臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	臨床心理査定演習Ⅱ	保護者支援特論	
	臨床心理査定演習Ⅰ(心理アセスメントに関する理論と実践)	臨床心理学研究法特論		
	病態治療学特論 他領域に係る科目	医療福祉特論 精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の実際) 他領域に係る科目	福祉心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の実際) 他領域に係る科目	
	臨床心理基礎実習		臨床心理応用実習B(心理実践実習C)	
	臨床心理展開実習(心理実践実習A)		臨床心理実習A(心理実践実習D)	
研究展開科目	福祉健康科学特別演習Ⅰ 福祉健康科学特別研究Ⅰ		福祉健康科学特別演習Ⅱ 福祉健康科学特別研究Ⅱ	

他領域と関わるメリット	(医療)腎臓疾患の機序・病態あるいは治療についての学びや、不安やイライラ等に関する精神医学的な評価手法の学びを研究に生かす。 (福祉)医療ソーシャルワーカーと心理職の協働、あるいは慢性疾患患者の就労支援や地域参加についての学びを研究に活かす。
養成される資質能力	他領域との関わりに関する指導を受けることにより、心理面の理解と支援を身体的困難の実態や病態の推移を加味して考えるとともに、地域資源を活用しながら生活を支えるための方策を具体的に検討することが可能となり、今日の公認心理師・臨床心理士に求められるより総合的な実践力を養うことができる。

赤字は必修科目

# 臨床心理学コース（公認心理師・臨床心理士受験格取得） 履修イメージ

**修論テーマ概要** 児童虐待に関する学校主体の介入モデルの構築  
 要 スクールカウンセリングでは、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの関係の持ち方が課題の一つとなっている。本研究では、児童虐待の防止・発見・介入のためのプラットフォームとなるために、スクールカウンセラーがいかにしてスクールソーシャルワーカーと協力し、子ども、保護者、教師、そして学校コミュニティを支援していくかを検討することによって、実践的な介入モデルを構築する。

## 1年前期

## 1年後期

## 2年前期

## 2年後期

基礎科目

福祉健康科学特論Ⅰ

福祉健康科学特論Ⅱ

家族・コミュニティ心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)

発展科目

臨床心理学特論Ⅰ

健康心理学特論(心の健康教育に関する理論と実践)

臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)

臨床心理査定演習Ⅰ(心理アセスメントに関する理論と実践)

臨床心理学特論Ⅱ

臨床心理面接特論Ⅱ

臨床心理査定演習Ⅱ

臨床心理学研究法特論

精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の実際)

他領域に係る科目

司法・犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の実際)

産業・労働心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)

保護者支援特論

児童・家庭福祉特論

福祉心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の実際)

他領域に係る科目

学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)

神経生理心理学特論

臨床心理基礎実習

臨床心理展開実習(心理実践実習A)

臨床心理応用実習A(心理実践実習B)

臨床心理応用実習B(心理実践実習C)

臨床心理実習A(心理実践実習D)

研究展開

福祉健康科学特別演習Ⅰ

福祉健康科学特別研究Ⅰ

福祉健康科学特別演習Ⅱ

福祉健康科学特別研究Ⅱ

他領域と関わるメリット

福祉社会科学コース教員から指導を受けることにより、スクールソーシャルワークの目的・方法・実践等について学び、スクールカウンセラーとの協力のあり方について具体的に考えることができる。

養成される資質能力

他領域との関わりに関する指導を受けることにより、スクールソーシャルワークの目的や方法の独自性、あるいはスクールソーシャルワーカーが直面している活動上の困りやニーズを精緻化することによって、連携・協働のあり方をより双方向から具体的に考究する力を養うとともに、学校臨床における今日的な課題に取り組む能力を養成する。今日の公認心理師・臨床心理士に求められるより総合的な実践力も養うことができる。

## 国立大学法人大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程

平成27年5月20日制定 全部改正

平成27年規程第33号

国立大学法人大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程（平成19年規程第73号）の全部を改正する。

## （目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における研究活動に係る不正行為防止等に関し必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 「研究不正」とは、研究の立案、計画、実施及び成果の取りまとめの過程においてなされる次に掲げる行為をいう。ただし、根拠が示され、故意でないと明らかにされたものについてはこの限りでない。

ア 研究活動上のデータ、研究結果等のねつ造、改ざん又は盗用

イ アに掲げる行為に係る証拠隠滅又は立証妨害（実験の追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠滅、廃棄及び未整備を含む。）

ウ 同じ研究成果を報告した論文原稿を複数の研究誌に投稿する等の重複発表、論文著作者が適正に公表されないオーサーシップ等の不適切な取扱い

エ その他アからウに類する行為

(2) 前号の用語については、次に掲げるとおりとする。

ア 「ねつ造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 「改ざん」とは、研究資料、機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(3) 「研究者等」とは、法人の職員、学生その他法人において研究活動に従事している全ての者をいう。

(4) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第1号に規定する部局をいう。

(5) 「部局長」とは、前号に規定する部局を掌理する者をいう。

## （最高管理責任者）

第3条 法人に、研究活動における最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究倫理の向上及び研究不正の防止等に努めるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 法人に、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、統括管理責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 統括管理責任者は、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第5条 各部局における研究倫理の向上、研究不正の防止、研究倫理教育等に関し権限と責任を有する者として研究倫理教育責任者を置き、部局長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、部局において公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、所掌する部局の研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

4 研究倫理教育責任者は、必要に応じて研究倫理教育副責任者を置くことができる。

(研究不正防止コンプライアンス室の設置)

第6条 法人に、研究不正防止計画の推進のため、研究不正防止コンプライアンス室（以下「コンプライアンス室」という。）を置く。

2 コンプライアンス室に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(公正委員会の設置)

第7条 法人に、研究不正に係る通報及び事案が発生した場合に対応するため、国立大学法人大分大学研究公正委員会（以下「公正委員会」という。）を置く。

2 公正委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(調査委員会の設置)

第8条 公正委員会は、研究不正の事実の有無及びその程度について調査が必要と認められる場合は、国立大学法人大分大学研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(研究者等の責務)

第9条 研究者等は、次の各号に掲げる事項を研究活動の行動基準として遵守し、研究活動を行わなければならない。

- (1) 研究不正を行わないこと。
- (2) 研究不正に荷担しないこと。
- (3) 他者に対して研究不正をさせないこと。

2 前項に定めるもののほか、行動基準に関し必要な事項は、学長が別に定める。

3 研究者等は、法人等が実施する研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。

- 4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を、論文等成果物の発表後、別に定める期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

(通報・相談窓口)

- 第10条 研究不正に関する学内外からの相談、通報及び情報提供に対し、迅速かつ適切に対応するための窓口は、国立大学法人大分大学公益通報取扱規程（平成19年規程第72号。以下「公益通報規程」という。）第5条第1項に規定する通報・相談窓口とする。

(通報に関する報告)

- 第11条 公益通報規程第6条第4項の規定による移送を受けた担当部署は、直ちにその旨を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 2 統括管理責任者は、前項の規定による報告を受けた場合は、直ちにその旨を最高管理責任者に報告しなければならない。

(予備調査及び本調査)

- 第12条 統括管理責任者は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、公正委員会に予備調査を指示しなければならない。
- 2 公正委員会は、前項の規定による予備調査の結果を踏まえ、必要があると認める場合は、調査委員会において本調査を実施しなければならない。
- 3 予備調査及び本調査については、学長が別に定める。

(研究不正防止計画の策定及び実施)

- 第13条 最高管理責任者は、研究不正を発生させる要因を把握するとともに、研究不正防止計画を策定し、及び研究者等の自主的な取組を喚起することにより、研究不正の発生を防止するよう努めなければならない。
- 2 前項の規定による研究不正防止計画の策定に当たっては、研究不正を発生させる要因を法人全体に起因するものと部局固有のものに分類した上、具体的に研究不正防止計画を策定しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、部局における不正防止計画を研究倫理教育責任者に実施させなければならない。この場合において、研究倫理教育責任者は、部局全体で不正が生じないように、コンプライアンス室と協力の上、主体的に研究不正防止計画を実施しなければならない。
- 4 研究倫理教育責任者は、年度における研究不正防止計画の実施が完了したとき、及び必要に応じ、統括管理責任者に報告しなければならない。
- 5 前項の規定による報告を受けた統括管理責任者は、当該報告内容が適切と認める場合は、最高管理責任者に報告しなければならない。ただし、報告内容が適切と認められない場合は、研究倫理教育責任者に対して改善を指示しなければならない。
- 6 前項ただし書の規定により統括管理責任者から改善の指示を受けた研究倫理教育責任者は、



当該指示に基づき研究不正防止計画を実施の上、統括管理責任者に報告しなければならない。

7 最高管理責任者は、研究不正防止計画について、定期的に見直しを行うものとする。

(事務)

第14条 研究不正の防止等に関する事務は、研究・社会連携部研究・社会連携課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究不正の防止等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月20日から施行する。

附 則 (平成29年規程第49号)

この規程は、平成29年5月8日から施行する。

## 国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程

平成27年5月20日制定

平成27年規程第34号

## (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における公的研究費の不正使用の防止等に関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、法人において運営費交付金、補助金、受託研究費、共同研究費、寄附金、自己収入等を財源として扱うすべての経費をいう。
- (2) 「研究者等」とは、法人の職員その他の法人の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。
- (3) 「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求、虚偽の書類等によって法人の内部規則及び法令等に違反した公的研究費の使用をいう。
- (4) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第1号に規定する部局をいう。
- (5) 「部局長」とは、前号に規定する部局を掌理する者をいう。

## (法令及び会計規則等の遵守)

第3条 研究者等は、公的研究費の取扱いについては、国立大学法人大分大学会計規則（平成16年規則第7号）その他の内部規則（以下「会計規則等」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令並びに交付等の条件を遵守しなければならない。

## (最高管理責任者)

第4条 法人に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針を策定し、及び周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行うことができるよう必要な措置を講じるものとする。

## (統括管理責任者)

第5条 法人に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について法人全体を統括する権限と責任を有する者として統括管理責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、前条第2項に規定する基本方針に基づく法人全体の具体的な対策を策定及び実施し、次条に規定する

コンプライアンス推進責任者に当該対策の実施を指示するとともに、その実施状況を確認の上、最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 法人に、部局における公的研究費の運営及び管理について権限と責任を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置き、部局長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 部局における不正使用防止に係る対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に対し書面により報告を行う。

(2) 公的研究費の不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 研究者等の公的研究費の管理、執行等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

(職名の公表)

第7条 前三条の責任者を置いた場合、又はこれを変更した場合は、その職名をホームページ等に公表するものとする。

(経理事務)

第8条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別段の定めのある場合のほか、会計規則等により取り扱うものとする。

(行動規範)

第9条 最高管理責任者は、不正使用を防止するため、法人の研究者等の行動規範（以下「行動規範」という。）を策定するものとする。

2 行動規範の具体的事項については、学長が別に定める。

(誓約書等)

第10条 最高管理責任者は、会計規則等を遵守し、及び不正使用防止に係る規範意識の醸成を図るため、別に定めるところにより、研究者等に対して誓約書等の提出を求めるものとする。

(通報・相談窓口)

第11条 公的研究費に係る事務処理手続、使用ルール等に関する学内外からの相談並びに不正使用に関する通報及び情報提供に対し、迅速かつ適切に対応するための窓口は、国立大学法人大分大学公益通報取扱規程（平成19年規程第72号。以下「公益通報規程」という。）第5条に規定する通報・相談窓口とする。

(通報に関する報告)

第12条 公益通報規程第6条第4項に規定する移送を受けた担当部署は、直ちにその旨を統括管理責任者に報告しなければならない。

2 統括管理責任者は、前項に規定する報告を受けた場合は、速やかにその旨を最高管理責任者に報告しなければならない。

(予備調査及び本調査)

第13条 統括管理責任者は、前条第1項に規定する報告を受けた場合は、国立大学法人大分大学研究公正委員会（以下「公正委員会」という。）に予備調査を指示しなければならない。

2 公正委員会は、前項に規定する予備調査の結果を踏まえ、必要があると認める場合は、国立大学法人研究不正調査委員会において本調査を実施しなければならない。

3 予備調査及び本調査については、学長が別に定める。

(研修会等)

第14条 コンプライアンス推進責任者は、不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に関する研修会の開催その他の適切な方法により、研究者等の不正使用の防止に係る規範意識の向上を図るものとする。

(防止計画の策定等)

第15条 研究不正防止計画における不正使用防止計画の策定並びに当該計画に基づく業務の推進及び管理については、国立大学法人大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程（平成27年規程第33号）第6条の研究不正防止コンプライアンス室において行うものとする。

(監査制度)

第16条 公的研究費の適正な管理のため、国立大学法人大分大学内部監査実施規程（平成16年規程第61号）に基づき、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

(事務)

第17条 公的研究費の不正使用防止に関する事務は、研究・社会連携部研究・社会連携課において処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用防止に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月20日から施行する。

附 則（平成28年規程第45号）  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

公認心理師及び臨床心理士の資格取得に係る科目一覧（必要科目のみ記載）

資料19

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	資格取得要件		
				臨床心理士	公認心理師	両方
基礎科目	家族・コミュニティ心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	1・2後	2	○【C群】 1科目必修	○【8】	○
	司法・犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	1・2前	2		○【4】	○
発展科目	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	1・2後	2	○【D群】 1科目必修	○【1】	○
	障害児・者心理学特論	1・2前	2			
	心理学研究法特論	1・2前	2	○【A群】 1科目必修		○ 1科目必修
	臨床心理学研究法特論	1・2後	2			
	神経生理心理学特論	1・2後	2	○【B群】 1科目必修		○ 1科目必修
	臨床発達心理学特論	1・2後	2			
	福祉心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	1・2前	2		○【2】	○
	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	1・2後	2		○【3】	○
	産業・労働心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	1・2前	2		○【5】	○
	健康心理学特論（心の健康教育に関する理論と実践）	1・2前	2		○【9】	○
	臨床心理学特論Ⅰ	1前	2	○		○
	臨床心理学特論Ⅱ	1後	2	○		○
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	1前	2	○	○【7】	○
	臨床心理面接特論Ⅱ	1後	2	○		○
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理アセスメントに関する理論と実践）	1前	2	○	○【6】	○
	臨床心理査定演習Ⅱ	1後	2	○		○
	臨床心理基礎実習	1通	2	○		○
	臨床心理展開実習（心理実践実習A）	1通	2		○【10】 (135H)	○
	臨床心理応用実習A（心理実践実習B）	1通	3		○【10】 (112H)	○
	臨床心理応用実習B（心理実践実習C）	2通	2	○ 1科目必修	○【10】 (80H)	○
臨床心理実習A（心理実践実習D）	2通	2	○【10】 (135H)		○	
臨床心理実習B	2通	2				
臨床動作法特論	1・2前	2	○【E群】 1科目必修		○ 1科目必修	
保護者支援特論	1・2前	2				
必要科目数 (単位数)		—	—	13科目 (26単位)	13科目 (27単位)	21科目 (43単位)

# 承 諾 書

大分大学大学院福祉健康科学研究科の実習施設として下記のとおり利用することを承諾  
します。

平成 31 年 3 月 13 日

## 記

実習施設名：大分県こども・女性相談支援センター

所在地：大分県大分市荏隈5丁目

授業科目及び受入れ人数：臨床心理応用実習A（心理実践実習B） 4名

開設者又は長の職名・氏名 大分県こども・女性相談支援センター長 後藤 慎司



国立大学法人大分大学長 北野 正剛 殿

この写しは原本と相違ないことを証明する。

平成 31 年 3 月 15 日

国立大学法人大分大学学長 北野 正剛



# 承 諾 書

大分大学大学院福祉健康科学研究科の実習施設として下記のとおり利用することを承諾  
します。

平成31年3月7日

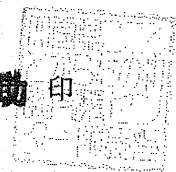
## 記

実習施設名：大分県こころとからだの相談支援センター

所在地：大分県大分市大字玉沢908番地

授業科目及び受入れ人数：臨床心理応用実習A（心理実践実習B） 6名

開設者又は長の職名・氏名 **所長 土山幸之助** 印

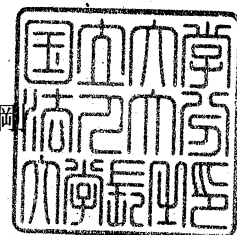


国立大学法人大分大学長 北野 正剛 殿

この写しは原本と相違ないことを証明する。

平成31年3月15日

国立大学法人大分大学学長 北野 正剛





# 承 諾 書

大分大学大学院福祉健康科学研究科の実習施設として下記のとおり利用することを承諾  
します。

平成 31 年 3 月 5 日

## 記

実習施設名：大分市教育センター教育相談・特別支援教育推進室  
(エデュ・サポートおおいた)

所 在 地：大分県大分市碩田町三丁目 5 番 1 1 号

授業科目及び受入れ人数：臨床心理応用実習 A (心理実践実習 B) 5 名

開設者又は長の職名・氏名 大分市教育センター  
所長 御手洗 宏 昭

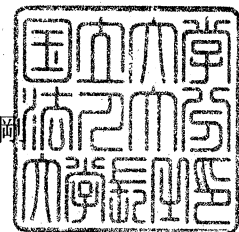


国立大学法人大分大学長 北野 正剛 殿

この写しは原本と相違ないことを証明する。

平成 31 年 3 月 15 日

国立大学法人大分大学学長 北野 正 剛



# 承 諾 書

大分大学大学院福祉健康科学研究科の実習施設として下記のとおり利用することを承諾  
します。

平成 31 年 3 月 4 日

## 記

実習施設名：佐伯市教育支援センター「グリーンプラザ」

所 在 地：大分県佐伯市中村東町7-34

授業科目及び受入れ人数：臨床心理応用実習A（心理実践実習B） 5名

開設者又は長の職名・氏名 佐伯市教育委員会 学校教育課長

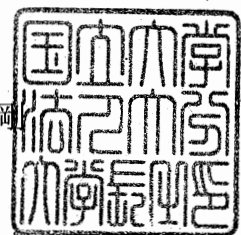
高野 徹 印

国立大学法人大分大学長 北野 正剛 殿

この写しは原本と相違ないことを証明する。

平成31年3月15日

国立大学法人大分大学学長 北野 正 剛



# 承 諾 書

大分大学大学院福祉健康科学研究科の実習施設として下記のとおり利用することを承諾  
します。

平成 31 年 3 月 14 日

## 記

実習施設名：医療法人 至誠会 帆秋病院

所 在 地：大分県大分市大字大分 4 7 7 2 - 2

授業科目及び受入れ人数：臨床心理応用実習 B（心理実践実習 C） 5 名

開設者又は長の職名・氏名

医療法人 至誠会  
理事長 帆秋伸彦

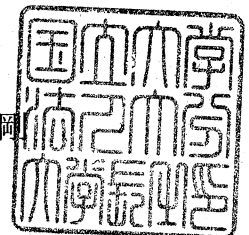


国立大学法人大分大学長 北野 正剛 殿

この写しは原本と相違ないことを証明する。

平成 31 年 3 月 15 日

国立大学法人大分大学学長 北野 正剛



1 年次

◆…巡回指導

分野	科目名	巡回担当教員	実習場所	実習期間	受入人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	臨床心理基礎実習		大分大学福祉健康科学研究科心理教育相談室			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	臨床心理展開実習 (心理実践実習 A)						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨床心理実習 A (心理実践実習 D)						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福祉分野	臨床心理応用実習 A (心理実践実習 B)	渡邊	大分県こども・女性相談支援センター	7 日間 (一日 8 時間)	2 名			◆	◆									
		渡邊, 池永	大分県こころとからだの相談支援センター	7 日間 (一日 8 時間)	8 名					◆					◆			
教育分野	臨床心理応用実習 A (心理実践演習 B)	武内	大分市教育センター教育相談・特別支援教育推進室 (エデュ・サポートおおいた)	7 日間 (一日 8 時間)	5 名							◆	◆					
		飯田	佐伯市教育支援センター「グリーンプラザ」	7 日間 (一日 8 時間)	5 名								◆	◆				

2 年次

◆…巡回指導

分野	科目名	巡回担当教員	実習場所	実習期間	受入人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	臨床心理基礎実習		大分大学福祉健康科学研究科心理教育相談室			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	臨床心理展開実習 (心理実践実習 A)						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨床心理実習 A (心理実践実習 D)						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保健医療分野	臨床心理応用実習 B (心理実践実習 C)	溝口, 河野	大分大学医学部附属病院	10 日間 (一日 8 時間)	5 名					◆	◆	◆						
		岩野	医療法人至誠会 帆秋病院	10 日間 (一日 8 時間)	5 名					◆	◆	◆						

# 時間割

黄色 発展科目（他分野選択科目）  
 緑色 基礎科目（選択必修科目）

資料 2 2

前期

時限	1限		2限		3限	4限	5限	6限	
曜日	授業科目名	遠隔	授業科目名	遠隔	授業科目名	授業科目名	授業科目名	授業科目名	遠隔
月			臨床心理面接特論Ⅰ		臨床心理実習 A			福祉健康科学特論Ⅰ	○
火	産業・労働心理学特論 臨床心理査定演習Ⅰ		障害児・者心理学特論					健康医科学特論 生活困窮者支援特論	○
水	臨床心理基礎実習		臨床心理学特論Ⅰ					病態医科学特論 地域福祉特論 福祉社会科学課題演習	○ ○
木	臨床心理展開実習		臨床心理実習 B					病態治療学特論 社会福祉原理論	○ ○
金	福祉心理学特論	○	心理学研究法特論 保護者支援特論			臨床動作法特論		公衆衛生学特論 児童・家庭福祉特論	○
集中	健康心理学特論	○	司法・犯罪者心理学特論		臨床心理応用実習 A	臨床心理応用実習 B			
通年	福祉健康特別演習Ⅰ、福祉健康特別演習Ⅱ、福祉健康特別研究Ⅰ、福祉健康特別研究Ⅱ								

後期

時限	1限		2限		3限	4限	5限	6限	
曜日	授業科目名	遠隔	授業科目名	遠隔	授業科目名	授業科目名	授業科目名	授業科目名	遠隔
月			精神医学特論	○	臨床心理学特論Ⅱ			福祉健康科学特論Ⅱ	○
火	臨床心理査定演習Ⅱ		臨床心理面接特論Ⅱ			神経生理心理学特論		運動器系機能病態解析学特論 社会保障政策特論	○
水	学校臨床心理学特論 臨床心理基礎実習							神経系機能病態解析学特論 高齢者疾患特論	○ ○
木	臨床心理展開実習		臨床心理実習 B		臨床心理学研究法特論			地域医療健康増進科学特論 医療福祉特論	○
金	臨床発達心理学特論		臨床実践演習					家族・コミュニティ心理学特論 医療工学特論 障害者福祉特論	○ ○
集中	生涯発達心理学特論	○	教育心理学特論		高齢者福祉特論	臨床心理応用実習 A	臨床心理応用実習 B	福祉政策特論	
通年	福祉健康特別演習Ⅰ、福祉健康特別演習Ⅱ、福祉健康特別研究Ⅰ、福祉健康特別研究Ⅱ								

備考 遠隔の行に○がついている授業科目については、旦那原キャンパス及び狹間キャンパスどちらのキャンパスからでもテレビ会議システムにより受講可。

ただし、○がついていない科目についても、両キャンパスで受講生がいる場合には、テレビ会議システムを利用する。